

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

平成 21 年 9 月 17 日に社会保険事務所（当時）へ妻の年金申請の手続に行ったとき、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのを初めて知った。

国民年金保険料は国民年金の加入開始から A 農業協同組合本店で口座から引落（振替）をしていたのですべて納付されているはずである。A 農業協同組合本店とは組合員口座貸越契約を締結していたので、口座引落（振替）不能は生じないはずであり申立期間の 3 か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行われている。

また、申立人の妻も申立期間以外に国民年金保険料の未納は無いことから、夫婦共に納付意識は高かったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料は国民年金の加入開始から A 農業協同組合本店にある夫の口座から引落（振替）をしていた。

住所、氏名及び口座番号の変更は一切無く、A 農業協同組合本店とは組合員口座貸越契約を締結していたので、口座引落（振替）不能となることは無く、すべて納付されているはずである。申立期間の 3 か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行われている。

また、申立人の夫も申立期間以外に国民年金保険料の未納は無いことから、夫婦共に納付意識は高かったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

国民年金は25年間保険料を納めないともらえないと聞いていたので、元夫が35歳の誕生日を迎える前の昭和47年3月に、夫婦二人でA町役場に出向き国民年金の加入手続をした。

その時、係の人から「ぎりぎりですね。」と言われたことを覚えている。さかのぼって2年前まで納付できると聞いたので、昭和45年と46年の2枚の納付書を発行してもらい、B銀行C支店で納付した。

家計のやりくりは元夫がしていたので、元夫から4万円か5万円を受け取り私が納付した記憶がある。

その後は、役場から1年分12枚の納付書を受け取り、毎月家賃・水道料と一緒に納付した。

申立期間が未納となっているのは納付できないので、私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は元夫と連番で昭和51年6月30日に払い出されているとともに、申立人及び元夫の国民年金保険料は、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、50年4月から59年3月までについては、いずれも同一日に納付されていることが確認できることから、申立人と元夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

ところが、上記名簿によれば、申立期間のうち昭和49年4月から50年3月までについては、元夫の保険料が51年5月20日に過年度納付された

記録となっており、上記の納付状況を踏まえれば、一緒に納付したと考えられる申立人の記録のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和45年1月から49年3月までについては、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、時効により納付できない期間であり、元夫も未納の記録となっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和47年3月にA町役場で国民年金の加入手続きをしたと主張するが、申立人の所持する2冊の年金手帳は、いずれも社会保険庁（当時）が49年11月以降に発行を開始した三制度共通（国民年金、厚生年金保険及び船員保険）の年金手帳であることから、47年3月ごろに交付されることは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間当時、A県のB町に住んでいたが、亡父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。

納付方法は、B町のC農業協同組合の職員が定期的に自宅を訪問し、集金していった。当時の保険料は確か100円であったと記憶している。

申立期間が未納となっているのは納付できないので、私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、亡父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の記号番号は昭和36年6月12日に払い出されており、20歳到達時に資格を取得していることが確認できることから、父親が申立人の加入手続を行いながら、申立期間を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人の二人の兄の申立期間における国民年金保険料の納付状況をみると、二人とも船員保険の加入期間もあるものの、国民年金の加入期間については、下の兄の1か月を除きすべて納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月1日から同年10月31日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年9月1日まで

私が事業主であったA社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることが判明した。

社会保険事務所（当時）は、A社は平成4年2月1日に新規適用となったが、保険料が納付されなかったことから、その適用を取り消し、同年9月28日に、同年2月1日にさかのぼって私の被保険者資格取得の取消処理を行ったと説明している。当時、私は、そのような処理を行ったとする通知を受領した記憶が無いので、その説明に納得することができない。

A社は、平成4年2月1日に新規適用事業所となって、平成4年度算定基礎届も提出し、社会保険事務所から受領した「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等も保管しており、保険料も納付していたものと思うので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成4年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったが、同年9月28日に、同年2月1日にさかのぼって申立人の被保険者資格取得の取消処理が行われ、同年10月6日に厚生年金保険の適用事業所の取消処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人が保管する平成4年2月1日の印がある当該事業所の「健

康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、社会保険事務所は、申立人を含む3名の資格取得の確認及び標準報酬月額決定を通知しており、また、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を同年8月26日に受理していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票をみると、当該事業所は、厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所の働きかけにも応じていなかった状況が確認できる上、申立人が主張するように仮に保険料が納付されていた場合には、被保険者資格が取り消されたことに伴い保険料は還付されることとなるが、還付記録が確認できないことから、当該事業所は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

しかし、社会保険事務所は、適用事業所が滞納している保険料の納付督促に応じない場合には、厚生年金保険法が規定する手段（法第86条第5項に基づく財産の差し押さえ等）を用いて保険料を徴収すべきところ、平成4年8月19日付けの連絡書で事業主である申立人に対し、同年8月28日まで社会保険事務所に来所するよう通知したが、これに応じなかったことから「これ以上の進展は望めない。」と判断して、同年9月28日に申立人を含む2名の被保険者資格取得日を同年2月1日にさかのぼって取り消すとともに、同年10月6日に適用事業所としての要件を満たしていたと考えられるにもかかわらず、その取消処理を行っている。

さらに、当該事業所を既に退社している2名の元従業員（平成4年2月28日資格喪失と同年4月14日資格喪失）についても、申立人と同様に平成4年2月1日にさかのぼって被保険者資格取得の取消処理が行われており、このような被保険者資格取得の取消処理及び適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において適正な処理が行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得及び喪失に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、当該事業所が新規適用事業所となった平成4年2月1日とし、資格喪失日は従業員の証言及び雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月31日とするのが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の記録から30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月31日から5年9月1日までの期間については、従業員からは、「平成4年10月当時は事業活動をしていたと思う。」との証言しか得ることができず、当該期間については、A社の事業実態があったか否かを確認することができる証言及び関連資料、周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年10月31日から5年9月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月1日から同年10月31日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年2月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成4年2月1日から5年2月1日までが未加入となっていることが判明した。

社会保険事務所（当時）は、A社は平成4年2月1日に新規適用となったが、保険料が納付されなかったことから、その適用を取り消し、同年9月28日に、同年2月1日にさかのぼって私の被保険者資格取得の取消処理を行ったと説明している。当時、私は、そのような処理を行ったとする通知を受領した記憶が無いので、その説明に納得することができない。

A社は、平成4年2月1日に新規適用事業所となって、平成4年度算定基礎届も提出し、社会保険事務所から受領した「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等も保管しており、保険料も納付していたものと思うので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成4年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったが、同年9月28日に、同年2月1日にさかのぼって申立人の被保険者資格取得の取消処理が行われ、同年10月6日に厚生年金保険の適用事業所の取消処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人が保管する平成4年2月1日の印がある当該事業所の「健

康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、社会保険事務所は、申立人を含む3名の資格取得の確認及び標準報酬月額決定を通知しており、また、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を同年8月26日に受理していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の滞納処分票をみると、当該事業所は、厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所の働きかけにも応じていなかった状況が確認できる上、申立人が主張するように仮に保険料が納付されていた場合には、被保険者資格が取り消されたことに伴い保険料は還付されることとなるが、還付記録が確認できないことから、当該事業所は申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったものと推認できる。

しかし、社会保険事務所は、適用事業所が滞納している保険料の納付督促に応じない場合には、厚生年金保険法が規定する手段（法第86条第5項に基づく財産の差し押さえ等）を用いて保険料を徴収すべきところ、平成4年8月19日付けの連絡書で事業主に対し、同年8月28日まで社会保険事務所に来所するよう通知したが、これに応じなかったことから「これ以上の進展は望めない。」と判断して、同年9月28日に申立人を含む2名の被保険者資格取得日を同年2月1日にさかのぼって取り消すとともに、同年10月6日に適用事業所としての要件を満たしていたと考えられるにもかかわらず、その取消処理を行っている。

さらに、当該事業所を既に退社している2名の元従業員（平成4年2月28日資格喪失と同年4月14日資格喪失）についても、申立人と同様に平成4年2月1日にさかのぼって被保険者資格取得の取消処理が行われており、このような被保険者資格取得の取消処理及び適用事業所の取消処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において適正な処理が行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得及び喪失に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、当該事業所が新規適用事業所となった平成4年2月1日とし、資格喪失日は申立人の雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月31日とするのが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の記録から15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月31日から5年2月1日までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録は4年10月30日までとなっている上、A社の事業実態があったか否かを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立期間のうち、平成4年10月31日から5年2月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を同年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は22万円、同年5月は28万円、同年6月は22万円、同年7月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月1日から同年9月1日まで
② 平成15年1月1日から同年8月1日まで

私はA社に73歳まで勤務したが、満65歳以降の給与から厚生年金保険料が控除されていた申立期間①及び②の被保険者記録が確認できないとの回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

厚生年金保険料が控除されていた当時の給与支払明細書を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び給与支払明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与支払明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成 15 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社員の保険料総額を一括で口座振替による納付を行っており、1 名分だけ未納となっていることは考えられないため、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 1 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、事業主の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、平成 12 年に 65 歳に達したため厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、14 年 4 月 1 日改正前の厚生年金保険法第 9 条において、厚生年金保険被保険者資格は、「適用事業所に使用される 65 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」と規定されており、申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者とはなり得ない期間である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、平成8年1月から同年9月までの期間を30万円、同年10月から9年1月までの期間を28万円、同年2月から同年5月までの期間を30万円、同年6月を26万円、同年7月を30万円、同年8月を28万円、同年9月から同年12月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月10日から10年1月31日まで
② 平成10年9月1日から11年12月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額について社会保険事務所（当時）に照会したところ、給与から控除された厚生年金保険料に対し、標準報酬月額が著しく低いことが分かった。

給与から控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

また、B社に勤務した期間の標準報酬月額について社会保険事務所に照会したところ、給与総額に対し、標準報酬月額が著しく低いことが分かった。

給与総額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成8年1月から同年9月までの期間については30万円、同年10月から9年1月までの期間については28万円、同年2月から同年5月までの期間については30万円、同年6月については26万円、同年7月については30万円、同年8月については28万円、同年9月から同年12月までの期間については30万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記給料支払明細書の記載項目のうち基本給のみの金額でもって社会保険事務所に報酬月額を届け出ていたとしていることから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、給与支給明細書における総支給額の欄に記載された金額に基づく標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているが、事業主は、給与支給明細書の支給項目のうち、「旅費」については、宿泊費相当の額であり社会保険事務所に届け出る報酬月額には含まれていないと回答しているところ、当該取扱いに特段不合理な点は見受けられない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る平成10年9月から11年2月までの期間の標準報酬月額が、同年3月19日に、22万円から19万円に減額訂正されているが、事業主は当該訂正について、社会保険事務所の調査により資格取得時に届け出た報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違していたことが判明したために、訂正を行ったと思われると回答しているところ、申立人から提出されたB社発行の給与支給明細書によると、当該期間に係る申立人の報酬月額は、おおむね標準報酬月額19万円に見合う額であることから、当該訂正の一連の事務処理に特段不合理な点は見受けられない。

さらに、平成11年3月から同年11月までの期間については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月16日から44年8月1日まで

私は、昭和43年10月16日から44年10月31日までA社で勤務したが、厚生年金保険の加入期間は同年8月1日から同年11月1日までとなっており、43年10月16日から44年8月1日までは未加入となっている。

昭和43年10月から勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同年代で、かつ、同様の業務に従事した同僚は、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している。

さらに、昭和35年から44年までの期間に当該事業所に入社した上記同僚を含む7名の従業員のうち、5名は雇用保険と厚生年金保険の資格取得日がおおむね一致しており、中学校を卒業後すぐに当該事業所に入社したと考えられる2名も、雇用保険の資格取得日の3か月後に厚生年金保険の資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、入社と同時に雇用保険にのみ加入し、その10か月後に厚生年金保険に加入することは考え難い

ことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は不明としているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日が昭和 44 年 8 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 43 年 10 月から 44 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年9月まで

私は、申立期間についてA市の国民健康保険に加入していた。国民健康保険と国民年金はセットで申請するものと聞いており、国民健康保険のみを申請したとは考えられないので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市は、申立人の国民年金被保険者名簿は無いと回答していることから、申立期間は国民年金には未加入であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立期間当時、A市における納付方式は、印紙検認による3か月ごとの納付であり事実と相違しているほか、加入手続、国民年金手帳の交付、保険料額等に関する申立人の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は42か月と長期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から同年11月までの期間、46年2月から47年4月までの期間、48年2月から同年3月までの期間、平成13年10月から14年3月までの期間及び同年6月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から同年11月まで
② 昭和46年2月から47年4月まで
③ 昭和48年2月から同年3月まで
④ 平成13年10月から14年3月まで
⑤ 平成14年6月から15年4月まで

私は、昭和48年10月ごろにA町で国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間①から③までの国民年金保険料はB銀行C支店で、申立期間④及び⑤の国民年金保険料は、店舗名は記憶していないが、コンビニエンスストアで納付したと思う。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、資格取得届及び資格喪失届の処理が平成10年9月4日に行われていることから、当該処理が行われる以前は未加入期間であり、申立人に納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできない。

申立期間③について、申立人が所持する国民年金手帳は昭和48年10月31日に発行されていることが確認でき、A町の国民年金被保険者名簿には未納と記載されている上、申立人が過年度納付を行った形跡もみられない。

申立期間④及び⑤について、申立人は、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付したとしているが、コンビニエンスストアにおいて国民年

金保険料を納付することが可能となったのは、平成 16 年 2 月以降に社会保険庁（当時）が発行した納付書からである。

また、申立期間は 5 つの期間に及び合計で 38 か月と長期間にわたっている。

さらに、申立人が、申立期間①から⑤までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から50年12月まで
国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
昭和50年末ごろに、市役所の担当者から障害年金の受給者は保険料が免除されると言われるまで、母が、兄の分と一緒に保険料を納付していたはずなので、社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和56年2月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の国民年金加入手続等の状況が不明である。

このほか、申立人の母が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

昭和の末ごろに、母親と妹が、A市B区役所の国民年金担当課で国民年金加入の手続きを行い、加入後は、母親と妹が、C地区にある、D銀行の父親の預金からお金を引き出し、E施設1階にあった別の銀行で、姉妹3人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、資格取得「S52.02.02」、事由「新規取得」、処理日「H02.08.31」となっていることから、平成2年8月ごろに加入手続きが行われたものと考えられるが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人から申立ての委任を受けている父親からの文書回答によれば、申立人の納付書は、平成2年4月分以降をB区役所から交付されたと回答しており、申立期間については納付書が来たとの主張をしていない。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、母親は既に亡くなっており、事情を聴取できない上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 10 月 28 日から 24 年 4 月 27 日まで
② 昭和 24 年 5 月 27 日から同年 7 月 25 日まで
③ 昭和 24 年 8 月 23 日から同年 11 月 22 日まで

申立期間①から③までについては、A市のB氏所有の船舶Cに乗船しており、船員手帳にその旨の記録があるので、これらの期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人が所持する船員手帳から、船舶所有者B氏の船舶Cに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、B氏が船員保険適用の船舶所有者となったのは昭和 24 年 6 月 1 日であることが確認できることから、同年 5 月以前は船員保険の被保険者となることができない。

また、船舶所有者B氏の船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険加入期間はオンライン記録と一致している上、船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても申立期間①から③までの記録は確認できない。

さらに、船員手帳に記載されている申立期間①から③までの各船長は、当該期間に船員保険に加入していないことが確認できる。

加えて、B氏は既に死亡している上、申立人は当時の同僚について覚えていないことから、申立期間に近い時期にB氏の船で船員保険加入記録のある者に照会を行ったが、申立人の勤務状況等についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等

の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は船員保険被保険者として申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 11 月 29 日まで
② 昭和 40 年 5 月 20 日から同年 11 月 7 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 2 日から同年 12 月 2 日まで
④ 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 11 月 28 日まで
⑤ 昭和 43 年 6 月 2 日から同年 11 月まで

私は、A社（現在は、B社）で昭和39年から40年にかけて植付け、下刈り等に従事、C社では、41年から43年にかけて治山工事等に従事した。

夏の間だけの屋外の仕事で、入社後すぐ現場配置になったので会社にも行ったことが無く、給与明細書の内容や保険料が控除されていたのかもよく覚えていないが、毎年12月から翌年3月までは失業保険を受給していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、一部の期間について、雇用保険の加入記録が確認できることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に照会したところ、「当時、夏の期間だけの季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が、申立期間①及び②において、一緒に季節労働者として働いていたとする同僚の、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、事業主は、「当該事業所は、既に閉鎖しており、当時の書類はすべて処分したので何も残っていない。」としている。

なお、当該事業所の被保険者原票に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③から⑤までについては、雇用保険の加入記録が確認できることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社に照会したところ、「当時、夏の期間だけの季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が、申立期間③から⑤までにおいて、一緒に季節労働者として働いていたとする同僚についても、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、事業主は、「当時の書類等は保存していない。」としていることから、申立人の当時の勤務状況等を確認することはできない。

加えて、当該事業所が加入している健康保険組合は、申立期間当時の資料は保存していないと回答している。

なお、当該事業所の被保険者原票に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、申立期間①から⑤までの期間を含む昭和37年6月19日から44年7月16日までの期間は国民年金に加入し、その間の保険料はすべて納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年2月1日まで
私は、昭和38年9月から40年1月まで、A社B支社に継続して勤務した。
厚生年金保険についても、継続して加入していたはずであり、申立期間の3か月間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人がA社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社では、申立期間当時から現在まで営業成績により、一時、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、嘱託社員とする取扱いをしていると回答している。

また、申立てに係る事業所で申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している23人について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で資格の取得及び喪失の状況を確認したところ、被保険者期間に欠落がみられる者が7人確認でき、その中には、被保険者期間の欠落が複数ある者もいる。

さらに、複数の同僚は、営業成績により、一時的に健康保険及び厚生年金保険から抜けることがあったと思うと証言している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 59 年 6 月ごろまで
昭和 51 年 9 月から 59 年 6 月ごろまで A 社に勤務したが、厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入期間は 51 年 9 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までしか無く、申立期間の加入記録は確認できないとの回答をもらった。間違いなく 59 年 6 月ごろまで勤務していたので申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は昭和 59 年 6 月ごろまで B 市に本店があった A 社に勤務したと主張しているところ、56 年 1 月に同社を退社している同僚は、「申立人は、私より前に A 社を辞めている。また、同社は、経営に行き詰まり、昭和 55 年 12 月末ごろから順次、社員が辞めていき、56 年 3 月ごろには誰もいなくなっているはずである。」と証言している。

また、オンライン記録によると、A 社（事業所整理記号「C」）は、本店が B 市にあった昭和 55 年 12 月 29 日に従業員 22 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、56 年 1 月に本店を D 市に移転した後の同年 3 月 1 日には 21 人の従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、以降、当該事業所における厚生年金保険の加入者は確認できない。

さらに、A 社は、D 市に本店を移転した後の昭和 56 年 3 月 1 日に別の事業所整理記号「E」で厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所整理記号の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は既に解散し事業主も亡くなっており、申立期間当時の関係資料は保存されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月ごろから 49 年 7 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月ごろから 53 年 7 月 1 日まで

A社及びB社で働いていた当時の厚生年金保険加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、それぞれの事業所での申立期間の加入記録は無いとの回答があった。

しかし、私はA社では昭和 48 年 8 月ごろから、B社では 51 年 5 月ごろから働き始めたはずであり、それと同時に厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に少なくとも2年間は勤めたはずだと主張しているものの、具体的な勤務期間が確認できる関連資料等はなく、申立人も入社年月日をはっきりと覚えていないことから勤務期間について特定することができない。

また、A社では、申立期間①当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、事業主及び同僚に照会をしたが、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する回答は得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 49 年 7 月 1 日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

申立期間②について、当時のB社の役員の証言から、申立人が昭和 51 年 5 月ごろから同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、上記役員は、申立期間②において申立人は正社員の雇用ではなく、継続して勤務する日数が正社員よりも少ないため、社会保険及び雇用

保険には加入させていなかったが、昭和 53 年 7 月 1 日からは勤務日数が増えたために社会保険及び雇用保険に加入させたと証言している。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人の資格取得日は昭和 53 年 7 月 1 日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致する。

さらに、申立期間②当時、B 社から社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する「受託事業所被保険者台帳」によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致する。

加えて、B 社は既に解散しており、元役員に照会したが、賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和37年4月から38年3月まで、A事業所に雇われ、私のほかに4人の同僚と一緒に様々な建設現場で働いた。

A事業所は、当時B市に所在していた事業所であるが、当時の事業所の具体的な所在地や事業主の名前などは覚えていない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が雇用されていたとするA事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、同僚4人と一緒に建設現場で働いたとしているものの、氏名等の記憶が明確でないため、当該同僚を特定することができず、申立人の勤務実態に関する証言は得られなかった。

さらに、申立人は、当該事業所の名称、所在地、事業主の氏名などを明確に覚えていないことから、事業所を特定することができず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月30日から36年5月1日まで
② 昭和38年7月31日から同年8月20日まで
③ 昭和38年11月30日から同年12月2日まで

私が所持している船員手帳には、船舶Aに昭和35年9月2日に雇入れ、36年5月9日に雇止めの記載があるが、申立期間①について船員保険に未加入となっている。また、船舶Bに38年5月8日に雇入れ、同年12月2日に雇止めの記載があるが、申立期間②及び③について船員保険に未加入となっている。

申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立期間について、申立人が船員として雇用されていたことが推認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

申立期間①について、船舶Aの船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、29名が申立人と同じ被保険者記録となっており、所在が確認できた同僚6名に照会したが、申立人の勤務状況及び船員保険料控除に関する証言は得られなかった。

申立期間②及び③について、船舶Bの船員保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できる同僚のうち、28名が申立人とほぼ

同様の被保険者記録となっており、同僚2名から昭和38年8月は休漁期間で一度下船したとの証言を得た。

また、申立てに係る船舶所有者は既に廃業しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。